

〈 介護給付費等算定に係る体制届について 〉

1 これまでとの変更点

〔 様式や添付書類が変更になっています 〕

必ず最新の様式や添付書類を確認し、届け出てください。過去に使用した様式を安易に使用しないでください。

〔 添付書類を削減しました 〕

加算の届出書の様式等を変更することにより、これまで添付を求めていた、加算の算定要件を満たすことが確認できる書類（資格証、手帳、計画書等）について、添付を不要としました。事業者の責任において、要件を満たすことを確認の上、届け出てください。添付を求めている書類が添付されていた場合、原則返却します。

なお、加算の届出書に、加算の算定要件を満たすことが確認できる書類の添付を求める記載がある場合は、添付してください。

〔 就職状況の報告をしてください 〕

就労移行支援事業所については、添付様式1において、利用者の就職に関する状況を報告してください。

2 届出書作成にあたっての注意点

〔 算定要件を理解した上で、届け出てください 〕

例年、算定要件の理解不足から、無意味な書類の添付や、必要事項の記載漏れ及び記載不要にもかかわらず適当に記載している届出書が散見されます。

そのような届出書は、補正されるまで受理せず、一件書類を返戻しますので、算定要件を十分理解した上で、届け出てください。

なお、届出書記載にあたっては、算定要件を満たしていることが明確にわかることを確認の上、提出してください。

〔 記載内容の整合性を確認してください 〕

記載内容について、他の書類との整合性を十分に確認してください。

例) 従業員の勤務時間 ～ 雇用契約書, 出勤簿 (タイムカード), 賃金台帳
工賃 ～ 目標工賃達成加算に係る添付書類 (別紙29), 工賃実績報告書,
工賃支給台帳, 決算書
利用日数 ～ 利用者数算定表, 給付費等明細書

3 提出期限

提出期限を厳守してください。提出期限までに受理されない場合、4月からの体制届けを要する加算等の算定は認められません。

なお、提出時に、届出書類を基に要件の審査を行いますので、時間に余裕を持って来庁してください。来庁順に審査しますが、事前に来庁時間をお知らせいただくと、その時間帯に優先的に審査しますので、事前の連絡をお勧めします。

要件審査の結果、添付書類を添付していない場合や記載事項に不備がある場合は、補正されるまで受理せず、一件書類を返戻しますので、提出期限までに十分な余裕を持って提出することをお勧めします。

特に、郵送で提出される場合は、補正等に時間を要するため、受理までに時間を要することが想定されますので、ご注意ください。

〈 定員の遵守について 〉

1日当たりの利用者の数が恒常的に利用定員を超えてサービス提供を行っている事業所が散見されますが、指定基準条例の定員遵守規定は、災害等やむを得ない場合を除き、運営規程において定める利用定員を超えた利用者の受入を禁止しています。

定員超過利用減算にならない範囲の定員超過利用について、「適正なサービスの提供が確保されていることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能」としているところですので、利用者の受入に当たっては十分留意してください。

なお、これらのやむを得ない事情に該当しないにもかかわらず、利用定員を超えて受け入れている場合は、基準違反となることから、恒常的に定員超過している場合は、利用定員を遵守した受入とするか、利用定員の増（定員増に対応した設備や人員、サービス内容が確保されている場合に限る。）を行うなど、その解消に努めてください。

詳細は、平成29年1月25日付け通知「指定障害福祉サービスにおける定員の遵守について」でお知らせしているとおりです。

〈 事業所の届出について 〉

サービス提供は、利用者を事業所に通所させて、事業所内で行われるのが原則なので（施設外支援、施設外就労及び在宅において利用する場合の支援（以下「施設外支援等」という。）は除く。）、一時的又は季節的に使用する場所であっても、事業所とは別の場所でサービス提供を行う場合は、要件を確認の上、必ず従たる事業所又は出張所の届出が必要です。

例えば、季節的に農地を借りる場合や一時的に倉庫を借りて支援にあたる場合は、届出が必要です。届出を忘れた場合、報酬算定ができなくなる場合もありますので留意してください。

〈 利用者の金銭管理について 〉

利用者から金銭の出納管理を依頼され行っている場合、出納管理に係る費用を徴収しない場合であっても、次の要件を満たすようにしてください。

- (1) 責任者及び補助者を選任し、印鑑と通帳を別々に保管すること。
- (2) 適切な管理が行われているかの確認を、複数の者により常に行うこと。
- (3) 個人別の出納台帳等を備えること。

なお、従業者が個人的に利用者と金銭のやり取りをすることがないように十分留意してください。